

京都市告示第 534 号

平成 21 年 4 月 1 日から、平成 7 年 6 月 16 日付け京都市告示第 123 号（公印の新調）の一部を次のように改めます。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門川 大作

項目	旧	新
名称	理財局税務部資産税課専用京都市長印	行財政局税務部資産税課専用京都市長印
用途	理財局税務部資産税課における通知、請求等の事務	行財政局税務部資産税課における通知、請求等の事務

（理財局税務部資産税課）